

## 十五世紀フィレンツェの一市民の覚書

清水 廣一郎

### 一

中世末期ないし初期ルネサンスのフィレンツェ市民達は、実に多くの記録を残している。ジョヴァンニ・ヴィッラーニやマルキオネ・デイ・コッポ・ステーファニなどの長大な年代記は別にしても、上層・中層市民の日常生活に密着した記録の堆積はまさに膨大なものである。アルマンド・サポーリは、その優れた論文「中世商人の文化」において、「人間の歴史で、人々が、現象するあるいは自分の周囲に現象するのを見ることのすべてを記録しようという欲望にもっともとりつかれている時代があるとすれば、それは中世 i secoli dell'età di mezzo であった。……経済的意味を持つ行為は、いちじるしく

重要なものだけではなく、何らかの重要性を持つかぎり記録されないことはなかった。」と述べている。それで、なぜかれらは記録し続けなければならなかったのか。記録にそれだけの努力を傾注するのは何のためか。当時の市民の思考世界へ入って行こうとすれば、これはまず最初に直面する問題であろう。十四世紀後半のフィレンツェの小話作者 *novelliere* フランコ・サッケッティは、次のような興味深い小話を我々に残している。<sup>(1)</sup>  
フィレンツェにサンドロ・トルナペッリという抜目のない男がいた。あるときサンドロは、一人の若者が死んだ父親から受けついだ一枚の古証文をたてに彼を逮捕させようとしているのを知った。実はサンドロはすでに支払いを完了していたのであるが、若者は事情を知らな

ったのであった。彼はただちに執達吏を呼んで事情を説明し、次のようなちえを授けた。執達吏はこの証文が無効になっているのを知らないふりをし、サンドロを逮捕する。そしてできるだけ多額の金をこの若者から手数料としてしぼりとる。そのうえでサンドロは受領証を示して牢を出て、この手数料を執達吏と山分けにする。執達吏もこの考えにおおいに賛成し、すべては二人の計画通りに進行した。こうしてこの若者は面目をつぶし、取立てできると思っていた三百フィオリーニをふいにしただけではなく、手数料の一六フィオリーニをも失なったのであった。まことに油断のならない世の中である。サッケッティは、この小話を次のような教訓で結んでいる。「だから決して筆を惜しんではならない。父親は、この若者に決済の行なわれていない証書 *carta accesa* を残したが、すでに受け取りを発行した、あるいは支払いが行なわれたという覚書 *ricordo* を残さなかった。そのため彼にこの事が起ったのである。」

十五世紀のレオン・バッティスタ・アルベルティも、「つねにインクに汚れた手を持つこと」、「あらゆること、あらゆる購入、あらゆる売却、あらゆる契約、あらゆる

収入、店のあらゆる出入りを書くこと、つねに手にペンを持つこと」が、商業にとって重要であるとしている<sup>(3)</sup>。

以上のように、商人、少くとも上層・中層の商人にとって日々の業務を記録することは、基本的な重要性をもつものと考えられていたことが推察される。このことは、一部の手工業者においても同じであったと思われる。たとえば、一三一六年二月に新たな間接税の徴集が行なわれたとき、皮なめし職人のアルテ *ars galliariorum* に所属する手工業者は、店に帳簿をそなえて商品名、顧客名、売価、日付などを記入し、徴税を請負っているアルテの要求に従ってコピーを提出する義務を負うことになった<sup>(4)</sup>。手工業者にもそれだけの記録をつける能力が前提されていたのであった。いわば記録するという行為は、市民の生活慣習の中に深く定着していたということが、以上のごとき例からも予想されるのである。

市民によって作成された記録には、専門家である公証人の手になる公証人文書 *atti notarili* のほかに、商業帳簿 *libri commerciali*、書簡 *lettere*、覚書 *ricordanze*、*libri di ricordi* などがあるが、ここでは上層・中層の市民がつねに身近におき、重要と考える事項を書きとどめ

た覚書について考えてみたい。その一例として、フィレンツェの有力市民ラーボ・ニコリーニ・デ・シリガッティが十五世紀初頭に記した覚書を取りあげ、その内容や記載様式の検討を通じて、そこにおける関心の在り方を探る試みを行ないたいと思ふ。

(1) A. Saporì, 'La cultura del mercante medievale italiano', *Rivista di storia economica*, II (1937). (Ora in id., *Studi di storia economica. Secoli XIII-XIV-XV*, 3ed., vol. I, Firenze 1955.)

(2) F. Sacchetti, *Il Trecentonovelle*, a cura di V. Pericci, Firenze 1946, Novella LII. 杉浦明平訳『フィレンツェの人々』上、日本評論社、一九四九年、一七八頁以下。

(3) L. B. Alberti, *Il governo della famiglia*, a cura di C. Grayson (*Opere Volgari*, I), Bari 1960, p. 205.

(4) R. Davidsohn, *Forschungen zur Geschichte von Florenz*, vol. 3, Berlin 1901, p. 248.

## II

ラーボ・ニコリーニは一三五六年に生まれ、一四三〇年に死んだフィレンツェの有力市民である。<sup>(1)</sup>彼は羊毛アルテ Arte della lana に所属する富裕な商人であり、

都市国家の重職を歴任した政治家であった。彼は一三九八年と一四二八年の二度プリオーリに就任し、さらに都市政府の首席ともいふべき「正義の旗手」gonfaloniere di giustizia に五度も就く(一四〇一、〇六、一二、二一、二五年)という経歴を残している。彼の活躍した時代は、丁度一三八二年に大商人層の反動によって「チョンゴ一揆」の成果が完全に失なわれた時から一四三四年にロシキ・デ・メデイチの権力掌握にいたるいわゆる「オリガルキー支配」時代にあたっている。ニコリーニ一族は、オリガルキーの領袖アルビッツィ家と密接な関係を結ぶことによって、大いに勢力を拡大したのである。娘の一人ジョヴァンナは、一四〇九年にアルビッツィ家の者と結婚している。

この「オリガルキー支配」時代の政治は、一方におけるミラーノのヴィスコンティ家との死闘、他方におけるフィレンツェのピサ征服(一四〇六年)によって特徴づけられる。ラーボは対ピサ戦の指導者の一人であり、さらにフィレンツェがジェノヴァから良港リヴォルノを購入したとき(一四二一年)には、「正義の旗手」として最高責任者であった。このように彼は、他の有力商人達と

同じ様に政治・外交において活躍したのであり、この世を去ったのも、フィレンツェ政府派遣の知事 vicario として赴任した Vico pisano においてであった。

ここで紹介するラーポの覚書は、最近クリスチャン・ベックによって刊行されたものであり、フィレンツェ国立文書館所蔵の Carte strozziane に保存されているマニエスクリプトで七九葉（そのほかに四葉の紙片がはさま込まれている）、ベックの刊本で九五頁にわたるものである。記載は一三七九年五月一七日から一四二七年一月一六日に及んでいる。<sup>(2)</sup>

覚書は、まず聖母マリア、天使ミケール（ミカエル）、洗礼者ジョヴァンニ（ヨハネ）以下の聖人に対する祈りをもって始まっている。「この帳簿 libro はラーポ・デイ・ジョヴァンニ……デ・シリガッティのものである。〔彼は〕フィレンツェのサン・シモーネ教区、サンタ・クローチェ区に住む。そして il libro de' fatti proprii di chasa ed è proprio di me Lapo detto [家と私ラーポ個人の諸事項の帳簿] と呼ばれる。私は、そこにすべての ricordanze e memorie [記憶] と私に属すること記入するであろう。」このように記したのち、ラーポ

は、二葉にわたって彼の家の歴史を簡単に記述する (pp. 56-8)。ここには当時の年代記的記述と全く同じ特徴、歴史と伝説の混交がはっきりと認められる。

彼の先祖は、Val di Pesa (ペーザ川の谷) の Pasignano (すなわち Passignano) の出身であり、フィレンツェに移住してからすでに八世代目である。彼の家は、常に教皇派に忠誠をつくし、そのためにフィレンツェから追放された者もいる。<sup>(3)</sup> 四代前の Puzza は堂々とした立派な体格の男で、百三十歳まで生きた。彼の父ジョヴァンニは、このルツァを知っているが、いつも床に就いていたという。このルツァの時に、彼の家と皇帝派の有力者 Soldani 家との間に確執が生じた。たまたま両家の者が同じ獵場に来合わせ、同時に犬を放したため、獲物の取り合いから口論となり、ルツァの甥（あるいは孫）が殺害され、死体は剣と共にバッシニャーノの近くの溝に放置されているのが見出された。ルツァは復讐のためにこの剣を用いて下手人を殺し、剣が欲しかったならばバッシニャーノの溝に来るようにとスコラーリ家に伝えさせた。こうして両家の間に激しい私戦が始まった。スコラーリ家はきわめて強力であったので、ルツ

ツァの側に *Buondelmoniti* 家がついていかなかったならば、敗北に終わった筈である。結局両家の間に和睦が成立し、ルツァの息 *Niccolino* (ラーボの曾祖父) がスコラーリ家の娘をめとることで結着がついた。ラーボの言によれば、彼等の息子 *Biagio Niccolini* の時から商業に従事するようになったという。

自分がコンタード出身の立派な家柄で、古くからフィレンツェに住んでいること、しばしば他の有力な家と縁組し、あるいは私戦を行なったこと、先祖の中には並外れた長寿の者がいることなどの主張は、当時の年代記的記述の中にしばしば見られるテーマである。ここには当時の市民の家柄についての考えが反映していると考えられる。スコラーリやブオンデルモンティは、封建貴族ないし騎士層の出であり、ラーボも自分の家がこれらの伝統的な有力者との間に持っているつながりを強調している。祖父の兄弟にあたるピアジヨの時から商業に従事したというのであるから、それ以前は何を業としていたのであろうか。ラーボはここで自分の家も又封建的な出自を持っていることを暗示しようとしているのである。しかし、事実はラーボの主張とはかなり違うようである。

彼の家ニッコリーニ家は、たしかにパッシニャーノの出身であり、後に見るように、パッシニャーノを中心としたペーザ川の谷に多くの土地を集積していた。しかし、その先祖はパッシニャーノ修道院の従属民 *fideles* あるいは *fideioli perpetui* であつた<sup>(4)</sup>。ニッコリーニ家も、かつてブレスネルが明確に示したように、早くから商業活動に接触することによって致富し、やがて身分的解放を得て地主化すると共に都市へ移住して行った階層に属しているのではないだろうか。ともかく、ラーボのこの部分の記述は、家柄についての当時の市民の理想を反映しているという意味で、短文ながらきわめて興味深いものである。

すでに述べたように、以上の「家の歴史」の部分は、わずかに最初の二葉を占めているにすぎず、残余はすべて家族の出生、結婚、死亡、それに伴なう契約、家族間の協定 *compromesso*、土地・建物の購入などの記載にあてられている。特に注目すべきなのは、これらの記載が、ほとんど公証人によって作成された証書の俗語によるレヂュメだということである。たとえば、最初の記載

は一三七九年五月一七日にラーボが父ジヨヴァンニの父権から解放されたこと *mancipato e disobbligato*、同月二日に父がその旨を商業裁判所 *Merchatantia* に届け出したことを述べ、公証人 *ser Manno Chiarantonesi* の名前と証人の名前を記載している。次の記載は、父ジヨヴァンニがラーボの名前で購入しておいた農園(ポデレ)を、「解放」の結果、正式に取得したこと(同年六月一日)を述べ、同じ公証人の名前を記載している (pp. 58—59)。

このように公証人によって作成された証書と市民の覚書との間に密接な関係があることは、十分に留意されるべきことであろう。十四世紀に当時の処生訓を集めた *Il Libro di Buoni Costumi* (良き習慣の書) を著したバオロ・ダ・チエルタルドは、次のような注意を与えている。<sup>(5)</sup>

「お前が何か証書を作らせる時には、常にお前の帳簿を持って。そして〔証書が〕作られた日、それを作成した公証人、証人、また何故、そして誰とそれを作ったかをそこに記入せよ。そうすれば、お前やお前の子供達が必要とする際に、それを見出すことができる。」

ここにいう帳簿がすなわち覚書にはかならない。当時とは統一した登記所があった訳ではなく、市民達は無数の公証人の中から適当な人物を選び、自分達の契約を「登記」したのであるから、このような覚書がないと、一体いつ、どの公証人のもとに「登記」したのか全く分らなくなってしまう。これが覚書が必要な理由であり、そこに市民がもっとも重要であると考える事項が記入される理由である。

当時の上層・中層の市民が、いかにしばしば公証人を利用したかは、我々の想像を越えている。たとえば親子兄弟間の関係も、家産の運営を中心にしてしばしば公証人の筆によって文書化されたのである。このことは、我々の目から見ると、当時の家族の結合の強固さと奇妙な対照をなしている。次にニッコリーニ家の資産と家族相互の関係の推移について、時間を追って見ることにしよう。

一三八一年七月一二日、ラーボの父ジヨヴァンニが死去した。彼はすでに七七年に遺言を作成しており、ラーボの覚書はそれを転記している (pp. 60—63)。

まず彼は自分の魂を神にゆだね、サンタ・クローチェ教会あるいは修道院(パドヴァ)に埋葬されることを希望した。次に

フィレンツェの城壁(の補修)のために二五リレを遺贈した。これは、遺言を有効とするために義務となっていたのである。<sup>(6)</sup>彼は、さらに多くの教会や病院にさまざまな遺贈を行なった。たとえばサンタ・マリア・ヌオーヴァ病院へは今後一〇年間、毎年二〇フィオリニを与えること、自宅の近くのサン・シモーネ教会に自分の費用で今後一〇年間一名の僧侶を置き、毎日少くとも一度は聖務を行なわせることを定めた。

次に家族の中の女達についての一連の項目がある。まず未婚の妹 *Simona* には嫁資 *dota* 五〇フィオリニを指定した。またシモーナが衣食に困る場合には、*パッシニャーノ* に所有する農園<sup>が貸し</sup>へ彼女が行って生活することを認めた。次に娘の *Monna* (ブオンデルモンティ家の者と結婚) には嫁資九七五フィオリニを与えた。これは当然結婚した時に父親から支払われた筈のものであるから、ここではモンナの権利を再確認したという意味であろう。またもう一人の娘 *レバ* (既婚) にも嫁資を与えた。またモンナとフィアには必要があれば衣食を与えることを定めた(寡婦となった場合、夫がいても困窮した場合)。妻の *Bartolomea* には寡婦として家に留まる限り

すべての資産の管理者 *governatrice e amministratrice* であることを認める。もしバルトロメアが一〇年間この状態に留まった後婚家を去ることを望んだ場合には、嫁資の返済を要求しない限り、一つの農園<sup>が貸し</sup>の収益を終生受けることができる。嫁資の返済を要求した場合には、この農園の収益の半分が与えられる。この規定から明らかのように、妻の権利は結婚の際に実家が婚家に対して支払った嫁資に対する請求権以外には殆どなかったのである。実家の側も、モンナとフィアの場合が示すように、男系の相続人がいる限り、娘に嫁資以外のものを与えようとはしなかった。

次に、*Nicolaio, Lapo, Filippo* の三兄弟に対して、父 *ジョヴァンニ* は、すべての動産・不動産を遺した。もし、彼らに正統な相続人がいない場合には、フィレンツェあるいはコンタードに一つの病院 *spedale* を建てることを命じている。ニッコロニ家の者はその長 *spedalin-oro* を選ぶ権利を持ち、また必要があれば、そこに入って衣食を得ることができる。このように三兄弟が相続人なくして死去した場合には、嫁資以外の遺産としてモンナに二〇〇フィオリニ、フィアに三七〇フィオリニ

ニが与えられる。そして、最後に遺言執行人の指定をもつてこの遺言は終っている。

以上のように、ニッコライオ、ラーボ、フィリップの三兄弟は父の財産を一括して相続したのであるが、その結果、三人の間でどのように財産を分割するかという問題が生ずることになる。この問題に結着がついたのは父親の死後一年になる一三八二年一月であった。彼らは仲裁人の調停によって財産分割の協定を結んだのである (pp. 63-67)。この協定の内容はかなり複雑であるが、次にごく大まかな内容を記すことにしよう。財産と同時に、遺言の中で命じている義務についても配分が行なわれている点が興味深い。

- ニッコライオ
- (一) 毛織物の店。布、羊毛、什器、債権・債務こみ。約三四〇〇フィオリニに相当。
- (二) 兄弟が現に住んでいる家。
- (三) 五〇フィオリニ。遺言の中でシモーナ(ニッコライオのおば)に指定されている嫁資の分として。
- (四) 一農園。母のバルトロメアに収益を与える。
- (五) 一農園。シモーナを滞在させ、あるいは収益を与える

る。

(六) 一農園。

(七) 小作人に対する債権。三一フィオリニと一九リレ一八ソルディ。

ラーボとフィリップ(共同)

(一) 毛織物の店。六〇〇〇フィオリニ相当。

(二) 一軒の家。

(三) 一〇年間毎年二〇フィオリニをサンタ・マリア・ヌオーヴァ病院に支払う。

サン・シモーネ教会に一〇年間一人の僧侶を維持する。

サンタ・クローチェ教会で一〇年間毎年一度食事 *patanza* を供する。

(四) その他にラーボは四農園を、フィリップは二農園を得る。ただし、ラーボの農園の方が高価なのでフィリップに五〇フィオリニを払う。

フィリップはパッシニャーノ修道院長に対する債権四〇フィオリニを継承。

なお、コムーネに対する貸付けその他の債権は三等分されることになった。

このように父ジョヴァンニの財産は三兄弟の間で分割されたのであるが、一年後の八三年八月、ニコライオがロマーニャのファエンツァの近在で死去し、その財産は子のフランチェスコとジョヴァンニによって相続された (pp. 69—70)。ただし、彼らは未成年であり、後見人が指定された。母のバルトロメアには嫁資の返済のために一三三 $\frac{1}{3}$ フィオリーニが遺された。多分母の実家が支払った嫁資は四〇〇フィオリーニであり、三兄弟がこれを均分して返済することになっていたであろう。また、彼は母に対して別に二〇〇フィオリーニ(名目不明)を遺贈した。妻のシモーナには嫁資が返済され、「寡婦で誠実」*vedova e honesta* である限り、すべての資産の用益権を持つことが定められた。また娘には嫁資六〇〇フィオリーニが与えられた。

一三八四年、覚書の筆者ラーボ・ニコリーニは「名譽ある騎士」*messer Zanobi di Giovanni di Cione da Mezola* の娘 *Ermelina* と結婚した (pp. 71—72)。二八歳であった。新婦の年齢は分からない。結婚はかなり面倒な手続きを必要としたらしい。まず三月九日、両家の親族関係 *parentado* が結ばれ、翌日、協定(多分結

婚の条件についての)が成立した。そして三月二十七日、ラーボは彼女を妻とする誓約を教会で行なった。なお、彼の弟のフィリップも *Spini* 家の娘と結婚することになり、同じ日にその教会で誓約を行なった。五月一日になってラーボは花嫁の父の家に指輪を持参し、翌日彼女を自宅へ伴なった。妻の実家による嫁資の支払いはすぐ後に行なわれたらしく、ラーボとフィリップは、五月一日に嫁資六〇〇フィオリーニ、贈与九〇フィオリーニを受取ったことを言明している。また、もし新婦の実家の側が要求すれば、現在未成年であるフランチェスコとジョヴァンニ(ラーボの甥)も、十八歳になった時に嫁資(の返済)についての保証人になることが定められた。なお、夫は受け取った嫁資をただちに消費することができたらしい。弟フィリップの結婚について記載した部分で、ラーボは、弟が嫁資八〇〇フィオリーニを受け取り、自分用に費った *spese gli in sua utilità* と述べている。以上のように、ラーボとフィリップの兄弟はそれぞれ一三八四年に結婚し、自分達の家計を営むようになった訳である。そのため一三八二年に締結された資産分割の協定を修正する必要が生じた。こうして彼らは八五年九

月に新たな協定を結ぶにいたった (pp. 77—79)。協定の中心は、これまで兄弟が共有し、かつ居住していた家の処置である。その結果、*via del palagio del Podestà* (現在の *via ghibellina*) にあるこの家は、ラーポに帰属することになった。その価格は一三五〇フィオリニと見積られるので、ラーポはフィリップの分として半額の六七五フィオリニを支払うことになり、ラーポは三回に分けてこれを金融業者からの借入れ金で支払った。そしてフィリップは一〇月中にその家を出て行くことを約束した。なお、母のバルトロメーアやモンナ、フィオーアの姉妹、おばのシモーナなどに対する諸義務はラーポが受け継いだ。一方、父ジョヴァンニの遺言によって定められている諸教会に対する寄進については、くじを作って抽選し、それぞれ当たったものについてラーポとフィリップが継続することが定められた。

ところでこのような協定は、必ずしも常に忠実に履行された訳ではない。これを、一三九一年六月にラーポと母バルトロメーアの間で結ばれた協定について見ることにしよう (pp. 87—88)。

父ジョヴァンニは、すでに見たように、妻のバルトロ

メーアに対して、嫁資の返済を要求しなければ一つの農園<sup>ポデレ</sup>の収益を終身与えること、嫁資を要求すれば収益の半分を与えることを約束していた。バルトロメーアは後者を選択した。そして一三八二年に兄弟間で遺産の分割が行なわれたとき、指定された農園<sup>ポデレ</sup>は兄ニッコライオのものとなった。そこで母はニッコライオと協定を結び、農園<sup>ポデレ</sup>はニッコライオの私有とする代わりに毎年一二フィオリニを受けることになった。(証書を作成した公証人の名省略)とところがニッコライオは間もなく死亡したため、バルトロメーアは結局その相続人から一〇フィオリニを受領しただけであった。そこで、今回ラーポはニッコライオの子フランチェスコとジョヴァンニの後見人としてバルトロメーアと協定を結ぶことになった。その結果、バルトロメーアはフランチェスコとジョヴァンニから一〇〇フィオリニを受けることになり、ラーポを介して現金六五フィオリニ、現物(オリブ油)三二フィオリニ相当分などを受け取った。これでバルトロメーアの「年金」の問題は解決した訳である。

ところで、ニッコライオはその遺書で母に二〇〇フィオリニを遺贈している。この二〇〇フィオリニにつ

いては奇妙な事実が存在する。まず、バルトロメーアにはラーボ、フィリッポ、モンナなどの嫡出子のほかに、Antonio という私生子がいたという事実がある。バルトロメーアは、受領した二〇〇フィオリニをこのアントーニオに与えるつもりであった。ところが彼は一三九〇年一〇月に死去し、彼のすべての財産を口頭で a Illegna 彼の異父兄弟 Fratelli madornali に遺贈した。母バルトロメーアはアントーニオの遺志を尊重し、一三九一年六月に前述の二〇〇フィオリニの受領証 fine を作成し、フランチェスコとジョヴァンニの後见人であるラーボに手渡した。このアントーニオは死亡した時一体何歳であったのだろうか。九年前に死亡した夫ジョヴァンニの生前からこの私生子はいたのだろうか。財産を口頭で異父兄弟に遺贈するということも奇妙である。何故他の場合のように遺言が作成されないのだろうか。アントーニオは弱年であって、そのために遺言を作成し得なかったのではないかという気がするが、それ以上のことは不明である。

すでにあげたいくつもの例から結婚に際しては（とくに上層・中層の市民の場合）多額の嫁資のやり取りが行

なわれることが明らかになった。適齢期の娘を持つ父親にとって（間接的には男系の相続権者すべて）嫁資の問題は大きな重荷であった。それ故に monte delle doti（一種の嫁資無尽）ができた、父親のいない娘に慈善団体が嫁資を与えたりすることにもなる訳である。<sup>(7)</sup> 嫁資の欠乏が障害となって正規に結婚できない場合もあっただろう。これも私生子の生まれる条件の一つであった。

また父親が妻以外の女性（家内奴隷、ペトラルカのいわゆる「家内の敵」の場合もある）に子供を生まれさせ、それを嫡出子と一緒に養育する例はまれではなかった。父系の原理からしてこの事は一応理解することができ、このような庶子と母との関係については全く明らかではない。この場合のアントーニオの異父兄弟との関係もさらに検討する必要があるだろう。

ともかく、アントーニオは全財産を異父兄弟に遺贈した。そのためにニコライオが母バルトロメーアに遺贈し、さらにアントーニオに与えられる筈であった二〇〇フィオリニは、実際には未払いであったにもかかわらず、バルトロメーアは受領証を作成し、これをラーボを介してニコライオの相続人フランチェスコとジョヴァ

ニニに手渡したのである。二〇〇フイオリニは実際に  
支出せられたことなく、勘定だけなされた訳である。<sup>(6)</sup>

(1) ヴィンチ検討手記書本キリストは Chr. Bec, *Il libro degli affari proprii di casa de Lapo di Giovanni Niccolini de' Sirigatti. Edition critique et commentée*, Paris 1969. 本書は G. Niccolini da Camugliano, "Libri di ricordanze dei Niccolini", *Rivista delle biblioteche e degli archivi*, nuova serie, II (1924), pp. 1—30, 88—91, 172—187, 243—252; id., "A Medieval Florentine, his Family and Possessions", *American Historical Review*, XXXI (1925—26), pp. 1—19. 本参照し。本書は id., *The Chronicles of a Florentine Family*, London 1933 本書を参照せよ。

(2) この覚書の前半は一四一〇年から一三三年の間に執筆せられ、その後は少くも書き足されたと思われる。Bec, *op. cit.*, p. 58. 以下は冒頭の部分を執筆した時八人の男子がいた。次男の Luca は夭折したので、これは九男 Ottobuono の誕生 (一四一〇) と末子 Battista の誕生 (一四一三) の間の間に書かれた。 *op. cit.*, p. 44 参照。

(3) G. Niccolini は一四二四—二四八年。id., "Il libro degli affari", p. 2.

(4) P. J. Jones, "Florentine Families and Florentine Diaries in the Fourteenth Century", *Studies in Italian Medieval History Presented to Miss E. M. Jamison*,

Roma 1956, p. 193; J. Plesner, *L'émigration de la campagne à la ville libre de Florence au XIII<sup>e</sup> siècle*, Copenhagen 1938, pp. 142 ss, 222.

(5) Paolo di Pace da Certaldo, *Libro di Buoni Costumi*, a cura di A. Schiaffini, Firenze 1945, p. 144. 本は公証人 notarius, notaio の存在形態について、近刊予定の小著『イタリア中世都市国家研究』に詳論した。

(6) G. Niccolini, "Il libro degli affari", p. 10.

(7) monte delle doti は一四二四年に成立した。L. F. Marks, "The Financial Oligarchy in Florence under Lorenzo", *Italian Renaissance Studies*, edited by E. F. Jacob, London 1960, p. 128 ss.

(8) I. Origo, "The Domestic Enemy: The Eastern Slaves in Tuscany in the Fourteenth and Fifteenth Centuries", *Speculum*, XXX (1955).

(9) ヴッコライオの母に対する二〇〇フイオリニの遺贈自体、各目が書かれていず奇妙な所がある。

三

ラーボとヘルメッリーナの間には一三八六年三月に誕生した長男のニコライオをはじめとして、続々と五男二女が生まれた。しかしヘルメッリーナは一三九九年に死亡したので、ラーボは一四〇一年に Biagio di Giovan-

ni Melanesi の娘 Katerina と再婚した (p. 92)。カテリーナも再婚で、かつて Antonio di Rinaldo de' Gianfigliuzzi の妻であった。今度の結婚の手續きは、前回に較べて簡単であった。八月四日に教会で結婚を誓い、すぐその日にカテリーナの兄弟(父はすでに死亡)の家で指輪を渡した。そして九月一日に妻を家に迎えた。嫁資は一〇〇〇フィオリニであり、そのうち二五〇フィオリニは現金で、七五〇フィオリニは現物(一軒の店)であった。嫁資を受け取ったのは一月で、二月二〇日には、コムーネに対し三・五%の嫁資税(三三三フィオリニ二四ソルディ六デナリー)を納入している。カテリーナとの間には一四〇二年八月に生まれたバゴロを筆頭に五男一女(一組は双生児)が生まれた。このように、ラーボは大家族の長となると共に、ニコリーニ家の最年長男子として一族の統轄にあたることになった。すでに一三九四年には亡兄ニココロイオの娘 Angioletta を有力な Rucellai 家に嫁入りさせ (pp. 88—89)。一四〇二年には妹フィオーアの娘 Checha (Francesca) を Ardinghelli 家に嫁入りさせた (pp. 94—95)。また亡兄ニココロイオの息子ジョヴァンニには、一四〇

四年に封建貴族出身の旧家 Tosinghi 家から妻を迎えさせた (p. 99)。その翌年には長女 Lena を Alroviti 家に嫁入りさせた (pp. 99—100)。嫁資七〇〇フィオリニの中には現金のほか「真珠のボタン、真珠の帽子、シャツやその他のもの」があった。また、一四〇九年には次女 Nanna (Giovanna) を Albizzi 家の一人にとつがせている (pp. 108—109)。

これらの結婚の相手は、いずれも経済的にはニココロニ家と同等、あるいはそれ以上の有力者であるだけでなく、フィレンツェ政治においても重要な役割を果たしている豪家であった。<sup>(1)</sup>このような婚姻関係の網の目を通じて、ラーボはその社会的地位を高め、最初に見たように都市政治の第一線に立つに至ったのである。家は、彼にとつてまさに活動の基盤だったといえよう。

ラーボの家長としての活動は広範囲にわたっている。一四一〇年、姉のモンナが寡婦となったときには嫁資の回復を援助し (pp. 111—113)。同年その娘の結婚に際しては嫁資の一部を支払っている (pp. 113—114)。ただし、これも全く無償で与えたのではないらしい。翌年にはモンナの所有する農園<sup>ボデー</sup>の三分の一をラーボが取得し

ているからである (pp. 114—115)。また、モンナの死後、その娘むこがラーボに対してモンナの債権を主張して争いを起こしている (pp. 124—125)。日付は明示されていがないが、前後の關係から多分一四一六年初頭のことであろう。ラーボの言によれば、モンナの未収金とは、実はモンナが土地を購入した際 (一四〇六年) にラーボが資金を援助したが、その返済分にすぎない。「モンナの金には私は全然触れたこともないし、彼女を助けること以外には何もしたことがない……のが真実である。」

「この真実が明らかになり、それについて誰もうんぬんしないことを私は希望する。」ラーボはこのように記している。

一四一六—一七年はきわめて不幸な年であった。不況が拡大し、一六年には多数の商人が倒産した。ラーボの覚書にも破産に関する記事がある (pp. 131—132)。それよりも一層重大であったのは、一七年における疫病の大流行であった。一六年一〇月の母バルトロメア死去の記事 (p. 134) に続いて、一七年に入ると一族の死去の記事が頁を埋めるようになる。たとえば、亡兄ニコライオの子ジョヴァンニは同年八月に死亡し、妻と五人

の子供を残した。子供の一人もその後死亡し、後には負債しか残らなかった。妻は家を出て行き、「前述の子供達をわらの上に、無一物で残した」 (pp. 134—135)。その兄のフランチェスコも九月に死亡し、妻も三人の娘もその後を追って、一人の男の子が残っただけであった (p. 135)。ラーボの長男ニコライオも一二月に死亡した。三一歳であったが、家族を持っていなかった。彼の死亡を伝える記事は、このきわめて実務的な覚書の中では、筆者の感情がかすかに覗える僅かな部分の一つであろう (pp. 136—137)。「彼は妻も子供も持っていなかった。私〔の父権〕から解放されていたが、遺書を作成しなかった。何故ならば、彼は何等財産を持たず、私の財産を彼に帰属する部分をはるかに越えて浪費したからである。私は、何冊かの私の帳簿に彼が浪費した分について書き留めた。というのは、彼は大変理解力があり有能であったが、自分自身と他の人々の〔財産の〕過度の浪費者 troppo grande gittatore であり、自分の欲望 i suoi appetiti e volontà を追う以外には何も配慮しなかった。そして、このみじめな世に生きている間、私に大きな苦勞を与えたのである。」

翌年二月には長女 Lena の夫が死亡し、ラーボはレーナと三人の娘を自宅にひきとっている (p. 137)。しかし、五カ月後にはレーナもこの世を去っている (p. 140)。人々の死によって相続争いが生じ、ラーボが訴えられることもあったらしい (p. 136)。一四一八年以後、ラーボの覚書の記述は次第に間欠的、断片的となっていく。これ以後の記事については省略することにした。

最後に家の物質的基盤ともいべき土地・建物の所有について見ておくことにしよう。<sup>(2)</sup>まず都市内の家について見ると、ニッコリーニ一族はフィレンツェのサンタ・クローチェ区、サン・シモーネ教区の via del palagio del Podestà (現在の via ghibellina) に家や店を所有していた。一三八二年の財産分割の際、兄のニッコライオがこの土地に一軒の家と店を持ち、ラーボと弟のフィリップも同じく一軒の家と店を共同で所有した。ラーボはその後もこの土地に家を買ひ足して行った。この覚書からは、ラーボが五軒の家を購入したことを知ることができる。それらはいずれも同一教区内の接近した地域であった。このように都市の特定の地区に多くの家を持ち、

一族郎党を住ませ、一種の「領主」として君臨するというのが、中世以来の「豪族」の習慣であった。ニッコリーニもまさにその行動様式に追隨していた訳である。コンタードの土地についても、ラーボの意志はきわめて明確である。前述の財産分割の際、ラーボは三つの農園を得たが、そのうちの二つはペーサ川の谷の popolo di Santa Maria a Monte Macerata 内に存在した (一方は Paterno に、もう一方は S. Cristina に)。ニッコライオもフィリップもこの地方に土地を所有していた。ラーボがこれ以後購入した土地は、ほとんどすべてこの地方に集中していることが注目される。Paterno, Campoli, Fabrica などすべて Passignano を中心とする数キロの範囲に散在しているのである。冒頭で見たように、ニッコリーニ家はこのバッシニャーノの出身である。市民の父祖の地への執着は、全く驚く程の強さを持っている。「商人にして地主」という中世以来のイタリア市民の典型的な姿がここにも見出されるのである。

(1) Bec. op. cit., pp. 47—8.

(2) 次頁の付表を参照。



(101) 十五世紀フィレンツェの一市民の覚書

05の小徳國の方は 1416. 2 に完結、完頁 150H. (P. 122)  
04は 1416. 1 に完結、完頁 200H. (P. 111)

四

以上をもって十五世紀フィレンツェの市民ラーボ・ニコリーニの覚書の検討を終えることにする。ここには、羊毛アルテの企業者、アルピッツィ派の政治家としてのラーボは全く現われて来ない。記述の対象は、もっぱら土地・建物の所有と家族との物的権利を媒介とする関係である。いわば、これはラーボの「家」とその物質的基礎に関する覚書なのである。当時の市民にとって「家」あるいは同族団は活動の基本的地盤であり、構成員の結合と家産の集中・維持はきわめて重要視されていた。当時の市民の覚書は、すべて多かれ少なかれこのような配慮から作成されている。

しかし、家族の結合が重視されていたといっても、その構成員相互（少なくとも成年に達している者）の関係は、ラーボの覚書がまさに端的に示しているように、しばしば協定や契約のごとき明示的な法的関係として現象し、公証人の手によって記録されたのである。中世イタ

リアの文書主義は、このように家の内部にも滲透している訳である。ルネサンス期の市民文化を考えるにあたっては、このような法意識の問題をみすごすことはできないであろう。

なお、この覚書は全く実用的な目的で作成され、なら「著述」としての性格をもっていないが、家の歴史に始まり、家族の動向を記述するという基本的な構造は Giovanni Pagolo Morelli や Donato Veluti などの大規模な年代記的「著述」にも見られるものである。ただし、後者では家族の動向は政治状況との関係で叙述され、さらにさまざまな人生訓が織り込まれている。このような「私年代記」*cronaca domestica* については、別の機会に検討する予定である。<sup>(1)</sup>

(1) これに関する近年の重要な研究には次のごときものを  
参る。C. Varese, *Storia e politica nella prosa del Quattrocento*, Torino 1961; Chr. Bec, *Les marchands terrains à Florence, 1375—1434*, Paris-La Haya 1967; L. Green, *Chronicle into History. An Essay on the Interpretation of History in Florentine Fourteenth-Century Chronicles*, Cambridge 1972.